

NEWS

～ 平成 19 年 4 月

岡経営労務事務所 / 経営労務協会 (労働保険事務組合)

発行年月時点の情報をもとに記載しており、閲覧時の法令・運用と異なることがあります

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

平成 19 年 4 月から社会保険料率等が変更になります

平成 19 年 4 月から以下の法改正による変更がありますのでご案内いたします。

1. ～ 3. につきましては 4 月以降の給与・賞与計算時に変更となります。

1. 雇用保険料率の変更 (4 月分より変更)
2. 健康保険標準報酬月額 (毎月給与) の上限・下限の変更
3. 健康保険標準賞与額 (賞与) の上限の変更
4. 児童手当拠出金率 (全額事業主負担) の変更
5. その他 (傷病手当金・出産手当金の変更)

1. 雇用保険料率の変更

平成 19 年 4 月から「雇用保険料率」が変更となります。平成 19 年 4 月分給与、賞与から以下の料率を用いて「雇用保険料」を算出します (以下の料率は「被保険者負担」分です)。

平成 19 年 4 月以降の給与・賞与

雇用保険料 = 給与 (賞与) 総支給額 × 6.0/1000 (旧料率 8.0/1000)

(ただし 建設業などの特掲事業は = 7.0/1000) (旧料率 9.0/1000)

2. 健康保険「標準報酬月額」上限・下限の変更

【給与】の「健康保険、介護保険、厚生年金保険」は、「月」を単位として保険料を控除しますが、この保険料の計算基礎となる健康保険、介護保険の「標準報酬月額」について、平成 19 年 4 月から上限の引き上げおよび下限の引き下げが行われます。

健康保険上限の引き上げ	現行上限 980,000 円	変更後	1,210,000 円
健康保険下限の引き下げ	現行下限 98,000 円	変更後	58,000 円

実際には 1,005,000 円以上の報酬を受けている方（保険料が増加）または 93,000 円未満の報酬を受けている方（保険料が減少）が変更の対象となります。

対象となる方は、4 月分（=5 月に支給日のある給与）から控除する健康保険、介護保険より変更となります。

厚生年金保険については変更ありません（上限 620,000 円、下限 98,000 円）。

3. 健康保険「標準賞与額」上限の変更

【賞与】の「健康保険、介護保険、厚生年金保険」は、実際の賞与額をもとに保険料を控除しますが、この保険料の計算基礎となる健康保険、介護保険の「標準賞与額」について、平成 19 年 4 月から上限の改正が行われます。

健康保険「標準賞与額」上限の変更

現行上限：1 回（1 ヶ月）200 万円 **変更後：年度の累計 540 万円**

年度は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの 1 年間となります。

厚生年金保険については変更ありません（上限 1 回（1 ヶ月）150 万円）。

その他の改正

児童手当拠出金率（全額事業主負担）が平成 19 年 4 月（5 月末納付分）から変更となります。

現行児童手当拠出金率 0.9/1000 **変更後 1.3/1000**

任意継続被保険者（退職後に健康保険を継続する制度）の給付が、平成 19 年 4 月から一部変更となります。

任意継続被保険者の傷病手当金、出産手当金の廃止

資格喪失後の出産手当金（一定要件あり）が平成 19 年 4 月より廃止されます。
（なお、平成 19 年 5 月 11 日までに出産（予定日）された方は経過措置があります。）

参照：平成 19 年 4 月以降の賞与から控除する各社会保険料の算出方法は、以下のとおりとなります。

■雇用保険

「賞与支給額」×6.00（建設業等の特掲事業は 7.0）÷1000

料率等は平成 19 年 4 月現在。最新の計算方法は弊所ホームページからご確認ください。

■健康保険（介護保険非該当者）

「賞与支給額（1,000 円未満の端数切捨、年度累計の上限 540 万）」×41.00÷1000

料率等は平成 19 年 4 月現在。最新の計算方法は弊所ホームページからご確認ください。健康保険組合はこの料率と異なります

■健康保険 + 介護保険（介護保険該当者）

「賞与支給額（1,000 円未満の端数切捨、年度累計の上限 540 万）」×47.15÷1000

料率等は平成 19 年 4 月現在。最新の計算方法は弊所ホームページからご確認ください。健康保険組合はこの料率と異なります

■厚生年金

「賞与支給額（1,000 円未満の端数切捨、150 万以上支給の場合は 150 万）」×73.21÷1000

料率等は平成 19 年 4 月現在。最新の計算方法は弊所ホームページからご確認ください。厚生年金基金加入事業所はこの料率と異なります

各保険料とも算出した保険料に 1 円未満の端数が生じたときには、50 銭以下は切り捨て、50 銭を超える場合は切り上げとなります